

売却区分番号	北名古屋市 1-2		見積価額 (最低入札価額)	8,080,000 円
			公売保証金	810,000 円
公 売 財 産 (登記上の情報)	1	土地		
		所在	北名古屋市宇福寺長田	
		地番	70番	
		地目	田	
		地積	387㎡	
		所有者 A	持分387分の222	
		2	土地	
	所在		北名古屋市宇福寺長田	
	地番		70番	
	地目		田	
	地積		387㎡	
	所有者 B		持分387分の165	
	(上記所有者 A の持分と合わせて100分の100)			

公法上の規制	都市計画区域	市街化調整区域		
	用途地域	指定なし	線引き前宅地	非該当
	建ぺい率	60%	防火指定	建築基準法第 22 条区域
	容積率	200%	日影規制	時間3－2. 5h／高さ1. 5m
	その他法制限	建築基準法(高さ制限)、宅地造成等規制法(盛土制限法) 特定都市河川浸水被害対策法 都市再生特別措置法(都市機能誘導区域外・居住誘導区域外)		
位置・交通	名鉄犬山線「西春」駅 西方 約2. 1km(徒歩約26分) (道路距離)			
接道状況	東側 幅員約4. 6m 舗装市道 等高接面			
地勢	平坦地(間口約7. 0m、奥行き約54. 5m)			
使用状況等	1	長期間耕作されていない耕作放棄地です。		
	2	第三者が、駐車場として、また西側部分には箱状のものを設置して使用しています。 その西側端には廃車、鉄パイプ等が放置されています。		
	3	北名古屋市は、令和 8 年 4 月 27 日に現地調査を実施しています。		

管理状況等	1 雑草が生えていますが、西側端の一部を除いては使用している第三者が草刈りをしています。 2 第三者が駐車場等として使用しているが、公売財産の使用に関する取り決めは不明です。
特記事項	1 農地の買受適格証明書の提出又は呈示がないときは、公売に参加できません。(証明書発行まで2ヶ月程度の期間を要します。) また、物件落札後には改めて農地法第3条や第5条に定める手続きが必要です。 問合せ先 北名古屋市 農業委員会事務局 (建設部 商工農政課内) (適格証明・移転申請) 電話 0568-22-1111 2 土地の現況は雑種地ですが、転用に当たっては転用農地決済金等の費用負担が必要になります。 問合せ先 北名古屋市 十五ヶ用水土地改良区(建設部 商工農政課内) (転用決済金) 電話 0568-48-0213 3 公売財産は共有持分についての売却ですが、公売財産1及び2を一括して公売しますので、公売により全部の所有権を取得します。
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分理解の上、ご入札ください。 1 公売財産1及び2は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売をします。 2 地目、地積は登記事項証明書によります。 3 土地の境界については、隣接土地所有者と協議することになります。 4 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 5 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 6 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 7 北名古屋市は公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、担保責任等を負いません。 8 北名古屋市は公売財産の引渡義務を負いません。占有者等に対しての明渡請求などは、買受人の責任において行うことになります。 9 公売財産内に存在する動産類については、買受人の責任により適法に処分する必要があります。 10 上下水道及びガスの整備状況、市町村が提供する3種類(洪水、雨水出水、高潮)のハザードマップ及び適格請求書の交付の可否等については、以下の問合せ先までお問合せください。 問合せ先 北名古屋市役所 収納課 電話 0568-22-1111